

進路指導だより

令和6年 3月 1日 発行
【 第 34 号 】
須賀川第三中学校
進路指導担当 西牧 征

追検査等について

1 追検査等の対象となる志願者

次の①～③の理由で、やむを得ず、検査等の全部または一部を欠席した者

- ①インフルエンザ等学校感染症に罹患（新型コロナウイルス感染症を含む）
- ②学校感染症以外の疾病や負傷（月経随伴症状等による体調不良を含む）
- ③事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害等による交通遮断等

※①、②の理由であっても追検査でなく、別室で受験することは可能です。

別室での受験を希望する場合には速やかに中学校に連絡する。

2 「検査の全部または一部を欠席した者」とは、次のような者をいう。

- ・選抜におけるすべての検査等を欠席した者
- ・学力検査を受験したものの、2日目以降を欠席したため、特色面接、特色検査を受験していないなど、選抜における一部の検査を欠席した者
- ・学力検査を理科まで受験したものの、理科を途中で退室し、社会を受験していないなど、検査等の一部を欠席した者

なお、学力検査において、受験者が解答を開始した教科については、追検査で受験することはできない。

3 追検査等受験の手続

- ①（中学校）手続の前に、志願先高等学校長に連絡する。

※学校感染症以外の疾病や負傷及び事件・事故等に巻き込まれた場合や非常災害等による交通遮断による者の場合、高等学校長は県教育委員会と協議する。

- ②（中学校）追検査等受験願を提出する。 令和6年3月7日（木）午後4時まで

- ③（中学校）インフルエンザ等学校感染症の罹患及び学校感染症以外の疾病や負傷による者の場合、診断書を提出する。

- ④（高 校）追検査等受験許可証を交付する。

4 「選抜の一部が未完了となった者」の取り扱い

- ①追検査の対象となる志願者

ア（中学校）「追検査等受験願」提出の前に、志願先高等学校長に連絡する。

イ（中学校）一部未完了となった選抜の意思連絡書を提出する。

※追検査等の受験を希望する場合は、追検査等受験の手続きを合わせて行う。

令和6年3月7日（木）午後4時まで

ウ（高 校）一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書を交付する。

エ 志願者の意志に従い、追検査を実施する。又は受験した内容のみで合否判定を行う。

- ②追検査の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

5 追検査等の日時

- ①学力検査の日時 令和6年3月11日（月）午前9時～午後2時45分

- ②学力検査の日程 ※開始時間は3月5日の学力検査と同じだが、休憩時間及び昼食時間が異なる。

- ③学力検査以外の検査等の日時

3月11日（月）学力検査終了後、又は3月12日（火）の午前9時以降

※追検査等の実施については、各高等学校の募集要項に記載されています。